**貨物自動車運送事業に従事する自動車運転者の１カ月に**

**ついての拘束時間の延長に関する協定書**

　○○運送株式会社代表取締役○○○○と○○運送株式会社労働者代表○○○○は、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」（厚生労働省告示）第４条第１項第１号ただし書きの規定に基づき、拘束時間に関し、下記のとおり協定する。

記

１　本協定の適用対象者は、長距離運行に従事する自動車運転者とする。

２　拘束時間は下の表のとおりとする。なお、起算日は毎月１日とする。

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| ４月 | ５月 | ６月 | ７月 | ８月 | ９月 | 10月 | 11月 | 12月 | １月 | ２月 | ３月 | 年間計 |
| 300時間 | 280時間 | 284時間 | 300時間 | 280時間 | 284時間 | 284時間 | 300時間 | 320時間 | 280時間 | 284時間 | 320時間 | 3,516時間 |

３　本協定の有効期間は、令和○年４月１日から令和○年３月31日までとする。

４　本協定に定める事項について変更する必要が生じた場合には、１カ月前までに協議を行い、変更を行うものとする。

　令和○年○月○日

○○運送株式会社　労働者代表　○○○○ 印

○○運送株式会社　代表取締役　○○○○ 印